

# (案)

## 広告掲出に関する契約書 (徳山駅南北自由通路エスカレーター棟)

広告の掲出について、周南市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、次の条項により契約を締結した。

### (目的)

第1条 甲は、徳山駅南北自由通路エスカレーター棟 (以下「エスカレーター棟」という。)に乙が広告を掲出することを承認し、乙は、甲に当該広告掲出料を支払うものとする。

- (1) 広告掲出場所 エスカレーター棟内で甲の指定する位置  
( )
- (2) 広告物の規格 縦 m×横 m
- (3) 広告掲出料の額 年額 金 円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

2 前項において、広告主が乙以外の者である場合は、契約締結の日までに甲、乙及び広告主の間で、「広告掲出料等の確認書」を取り交わすものとする。

### (契約期間)

第2条 契約期間は、令和 年 月 日から令和4年3月31日までとし、特段の事情がない限り、乙は継続して2回の年度更新をすることができる。

### (支払い)

第3条 乙は、甲が発行する納入通知書により、広告掲出料を甲の指定する期日までに支払うものとする。

### (延滞金)

第4条 乙は、前条の支払期日を遅延し、かつ督促状の指定期日までに納付を怠ったときは、支払期日の翌日から遅延日数に応じ、当該金額に年14.6%の割合を乗じた額を、延滞金として甲に納入しなければならない。

### (広告物の設置)

第5条 乙は、甲の承認を得て作成した広告物を自らの責任においてエスカレーター棟に設置するものとする。

2 乙は、前項の工事を行うときは、事前に設計図書等を甲に提出して承認を得なければならない。

### (広告物の撤去)

第6条 広告物の撤去は、原形復旧を基本とし、契約満了日までに乙が行うこととする。

2 前項の作業日については、甲、乙協議のうえ決定する。

### (甲の解除権)

第7条 甲は、次の各号いずれかに該当すると認める場合は、この契約を解除し、第2条の規定にかかわらず、広告物を撤去することができる。

- (1) 乙の責めに帰する事由に基づき、広告掲出に不適當な事情が生じた場合

## (案)

(2)前号に掲げるもののほか、甲が不相当と認める場合

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合でも広告掲出料は、乙に還付しない。

(広告物の管理等)

第8条 広告物の管理は乙が行うものとし、破損したとき又は紛失したときは、乙の負担で再度広告物を作成するものとする。

(契約の費用)

第9条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第10条 この契約の締結について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第11条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、周南市有料広告掲載取扱要綱、周南市施設内広告掲出取扱要領による。

(管轄裁判所)

第12条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えの管理は、周南市を管轄区域とする山口地方裁判所周南支部とする。

以上のとおり契約を締結した証として、この2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通保管する。

令和 年 月 日

甲 周南市  
周南市長 藤井 律子

乙